

様式第1-1号（第5関係）

長野市雨水貯留施設助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）

住 所  
フリガナ  
氏 名  
連 絡 先（電話）  
〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度において、雨水貯留施設助成事業を下記のとおり実施したいので、  
助成金 円を交付してください。

記

1 助成事業の内容

- (1) 設置場所
- (2) 設置内容

製品名	容量	数量	見積単価（税込み）	見積金額（税込み）
計				

- (3) 建物の形態  自宅  工場・事務所・店舗  借家・アパート  その他（ ）
- (4) 事業の完了予定日 年 月 日
- (5) 日中の連絡先（携帯電話等）

2 関係書類

- (1) 位置図（住宅の位置等の案内図）
- (2) 設置前の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

---

※確認欄	年 月 日	職氏名
------	-------	-----

※欄は記入しないでください。

様式第4-1号（第8関係）

長野市雨水貯留施設助成金実績報告書

年 月 日

（宛先）

住所

氏名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市上下水道局指令 河・下整第 号で助成金の  
交付決定のあつた 年度長野市雨水貯留施設事業を下記のとおり実施しました。

記

1 助成事業の内容

製品名	容量	数量	購入単価（税込み）	購入金額（税込み）
計				

2 工事完了年月日 年 月 日

3 関係書類

- (1) 設置後の写真
- (2) 領収書その他支出を証する書類の写し（購入費用と設置費用等の別が確認できるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

---

※確認欄	申請金額	交付決定額

※欄は記入しないでください。

様式第5号（第9関係）

雨水貯留施設の維持管理に関する協定書

長野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は雨水貯留施設について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、長野市雨水貯留施設助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受ける雨水貯留施設（設置場所：長野市）とする。

第2条 乙は、雨水貯留施設の設置目的に沿った機能を発揮するため点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 雨水貯留施設の設置完了後又は工事完了後、目づまり、その施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいはその施設の異常からその他の物に事故、問題等が生じたときは、乙は自らの責めにより復旧、解決するものとする。

第4条 乙は、当該施設を助成金交付確定の日から7年以上存続させ、その機能保全に努めなければならない。

2 前項の期間内に、乙が雨水貯留施設を廃止し、又は変更しようとする場合にあってはあらかじめ甲の承認を受け、乙が転居等に伴い、雨水貯留施設を第三者に譲渡しようとする場合にあってはその旨を甲に届け出なければならない。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議し決定するものとする。

第6条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留施設を廃止する日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
氏名 長野市

印

乙 住所

氏名

印

様式第5号（第9関係）

雨水貯留施設の維持管理に関する協定書

長野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は雨水貯留施設について、その機能を十分に発揮させることを目的とし、下記のとおり管理に関する協定を締結する。

第1条 本協定の対象とする施設は、長野市雨水貯留施設助成金交付要綱に基づく助成金の交付を受ける雨水貯留施設（設置場所：長野市）とする。

第2条 乙は、雨水貯留施設の設置目的に沿った機能を発揮するため点検及び清掃の維持管理を行い、それに要する費用を負担するものとする。

第3条 雨水貯留施設の設置完了後又は工事完了後、目づまり、その施設自体の変形、破損及び浮き上がり等、あるいはその施設の異常からその他の物に事故、問題等が生じたときは、乙は自らの責めにより復旧、解決するものとする。

第4条 乙は、当該施設を助成金交付確定の日から7年以上存続させ、その機能保全に努めなければならない。

2 前項の期間内に、乙が雨水貯留施設を廃止し、又は変更しようとする場合にあってはあらかじめ甲の承認を受け、乙が転居等に伴い、雨水貯留施設を第三者に譲渡しようとする場合にあってはその旨を甲に届け出なければならない。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議し決定するものとする。

第6条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から乙が雨水貯留施設を廃止する日までとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 長野市大字鶴賀緑町1613番地  
氏名 長野市

印

乙 住所

氏名

印

